

第1章

文化財保存活用地域計画について

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間について
- 4 東近江市の「文化財」の定義
- 5 地域計画作成に当たっての調査・検討の進め方
- 6 東近江市文化財保護審議会での審議
- 7 進捗管理と自己評価の方法

1 計画作成の背景と目的

東近江市(以下「本市」という。)は、平成17年(2005)2月11日に八日市市、神崎郡永源寺町、五個荘町、愛知郡愛東町、湖東町の1市4町が合併し、さらに、平成18年(2006)1月15日に神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町が加わり、現在の市域となりました。

鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる市域では、森や川、湖といった豊かな自然を背景にした多彩な暮らしが営まれ、各地域特有の歴史や文化、伝統が生み出されてきました。それらは時代とともに変化しながらも、今を生きる私たちに受け継がれています。

しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足、歴史文化への関心低下やコミュニティの希薄化、文化資産の消失や散逸等、これまで地域で伝えてきた歴史文化の保存継承が困難な状況となっています。

これら地域に残る歴史文化をどのように守り、どう活用するかを重要な課題と捉え、本市では平成29年(2017)に「東近江市歴史文化基本構想」を策定し、地域で守り伝えられてきた文化財を有形無形の文化財を指定・未指定にかかわらず把握し、市民がその価値を理解し、積極的に活用できるよう様々な取組を行ってきました。その後、平成30年(2018)には文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が制度化されました。これにより、地域における文化財の保存・活用の計画的・継続的な実施と、多様な関係者が参画した地域総がかりによる文化財の次世代へと継承に向けた取組が促進されることとなりました。

しかし、令和2年(2020)から始まったコロナ禍の影響によって人びとの行動は制限され、祭礼や民俗行事の多くは中止を余儀なくされ、これまで続けられてきた地域における人びとの交流や結束が更に希薄になっています。

こうした背景を踏まえ、本市ではコロナで閉塞した地域社会の再生を目指すとともに、市民が文化財の価値を今一度見直し、自分たちの財産として守り、活用することで地域に愛着を持ち、これからも住み続けたいと思うまちづくりを目指し、「東近江市文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)を作成することとしました。

2 計画の位置付け

(1) 文化財保護法での位置付け

文化財保存活用地域計画は、法第183条の3に基づき、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成するものです。この計画は、各市町において取り組む目標や具体的な取組内容を記載した文化財の保存・活用に関するマスタープラン及びアクションプランとして、法第183条の3第2項各号に示す以下の事項等について定めます。

【法第183条の3第2項記載の文化財保存活用地域計画の記載事項】

(第1号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

(第2号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

(第3号関係) 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

(第4号関係) 計画期間

(第5号関係) その他文部科学省令で定める事項

- ・文化財の保存・活用の推進体制等

- ※その他、地域の実状を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。

- ・関連文化財群に関する事項

- ・文化財保存活用区域に関する事項

- ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容等

(出典：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」(平成31年(2019)3月4日、文化庁)より抜粋)

(2) 滋賀県文化財保存活用大綱との関係

法第183条の2第1項に基づき、文化財を確実に次世代に継承していくため、滋賀県は文化財の保存と活用に関する種々の取組を適切に進める上で共通の基盤となる方針を示し、今後の総合的な施策を定めた「滋賀県文化財保存活用大綱」を令和2年(2020)3月に策定しました。

この大綱は、目指すべき保存・活用の方向性として、①文化財の調査、指定、保存修理の計画的及び確実・着実な推進、②みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり、③文化財の多種多様な活用推進、④文化財を保存、継承、活用、発信できる施設の確保、⑤文化財を維持するための資金の確保を柱として示し、その実現のための措置を定めています。

地域計画では、県の大綱を勘案しながら、本市独自の課題解決と目指すべき将来像実現に向けての目標や具体的措置(取組)を定めます。

(3) 本市での位置付け

地域計画は、法第183条の3の規定に基づき、国の通知(「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」)並びに国の指針(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」)に示すマスタープラン及びアクションプランとして「滋賀県文化財保存活用大綱」及び本市の上位計画と整合性を図りつつ、文化財保存管理計画等の個別計画の上位計画として作成するものです。あわせて、市の各部署が策定したまちづくりや防災、環境保全、観光振興、教育振興等と連携・調整を図ります。

ア 上位計画

○第2次東近江市総合計画(平成29年度～令和7年度)

第2次東近江市総合計画は、本市のまちづくりの根幹をなす最上位計画であり、平成29年度(2017年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とし、前期基本計画を平成29年度から令和3年度(2021年度)、後期基本計画を令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までと定めています。

人口減少・少子高齢化といった課題を踏まえ、「豊かな自然や多様な歴史文化をはじめとする、魅力的な地域資源を生かした自立的なまちづくり」を掲げ、まちづくりの将来像と基本方針を示し、その実現に向けた取組を推進しています。

目指す将来都市像を「うるおいとにぎわいのまち東近江市」と定め、地域計画に関連する政策として、「未来を創造するひとをつくるまち」を実現するため、生涯にわたり学ぶことができ、学んだことが生かせるまちをつくることとともに、豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつくることを基本施策に位置付けています。また、「活力とにぎわいのあるまち」の実現のため、多彩な魅力を感じ多くの人を訪れるまちをつくることを基本施策に位置付け、これらを推進していくことで、歴史・文化・伝統を資源としたまちづくりの推進を目指しています。

○第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度～令和6年度)

第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口ビジョン等を踏まえ、本市の現状や課題を整理するとともに、地方創生の考え方を明らかにし、本市の特徴を生かしながら施策を総合的・計画的に進めていくための計画です。4つの基本目標の一つである「行きたい住みたい魅力ある東近江市の創生」を掲げ、魅力的な地域資源を有効に活用して観光振興等を図るとともに、こうした地域資源と密接に関わりながら生活を送る「東近江ライフ」の魅力を高め、交流人口や関係人口の増加を図ることにより、行きたい住みたい魅力ある東近江市を目指しています。

基本目標の実現に向けた具体的な取組の「奥深い歴史文化の活用」では、認知度向上による文化財の保存と活用を図るとともに、ふるさとの歴史文化を掘り起こし、まちづくりに活用するとしています。また、「特色ある景観の保全、創出、活用」では、地域資源を生かした観光振興策を通じ、その魅力を市民自らが再認識することで、地域への愛着の醸

成を図るとともに、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の保存と継承を支援し、地域資源としての活用を促進するとしています。

そして、これらの戦略を実現するためのストーリーを示し、その一番目に「自然を基盤とした地域の歴史・文化資源を磨き上げることは、地域に対する誇りの醸成や新たなビジネスの展開による地域経済の活性化、関係人口の増加につながる効果がある」としています。

○第二次東近江市国土利用計画(平成30年3月～令和9年)

第二次東近江市国土利用計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づき、本市の持つ地域特性を十分生かしながら秩序あるまちづくりと自然環境の保全を前提に、総合的かつ計画的で均衡ある土地利用を図ることを目的に策定した計画です。国土(市土)利用の基本方針において、「歴史文化資産を保全継承し、特性を生かした総合的な活用」を掲げています。

○東近江市国土強靱化計画(平成28年3月策定)

平成25年度(2013年度)に公布施行された国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づき、施設の耐震化等様々な施策により、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するために策定した計画です。

同計画では、貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を回避するため、以下の取組を進めることとしています。

- 生活文化・民俗文化について定住人口の減少により復興できなくなる事態を回避するため、活力ある集落づくりを推進する。
- 博物館等における資料及び展示室・収蔵庫の被害を最小限にとどめるため、展示方法、収蔵方法等を点検する。
- 有形無形の文化財を映像等で記録し、計画的なアーカイブ化を図る。
- 文化財を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や、天井、展示ケース、収蔵棚等、非構造部材の耐震化を図る。

また、(3)施策分野別の推進方針の「ア 個別施策分野別の推進方針」(オ)教育・こどもの項では、上記5点の推進方針に、「○計画的に文化財建造物の耐震化を図る」を加えた6点の推進方針を定めています。

「起きてはならない最悪の事態」の設定の中で、社会経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興するために、歴史文化資産が重要な役割を果たすとし、非常事態に対する備えの必要性が定められています。

○東近江市地域防災計画(令和3年5月策定)

東近江市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて東近江市防災会議が作成する計画で、市域における災害対策に関して総合的かつ基本

的な性格を有しています。また、この計画は、市、県、指定地方行政機関等の防災関係機関が有する全機能を発揮して、市域における災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

同計画の第2編第5章において、「文化財の災害予防対策」として1節を設け、文化財の社会資産的性格から貴重な国民的財産であると認め、文化財の所有者又は管理者が良好な状況の下に文化財の維持管理に当たれるよう、指定区分に応じて国・県・市が勧告、指導及び助言することとし、各行政主体が行う具体的措置として(1)立入検査、(2)保護の普及及び訓練、(3)自主防災管理体制の強化、(4)文化財防火施設の整備充実、(5)自衛消防隊の育成、(6)火気の使用制限等を挙げています。

○東近江市教育振興基本計画－教育三方よしプラン－(令和4年度～令和8年度)

本市で誰もが生き生きと幸せに暮らせるまちづくりのための「人づくり」を目指して、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条の規定に基づいて策定した計画です。

本市における教育の課題として、地域の拠点としての博物館やホール等、多様な文化施設の活用、多様な人びととともに文化を創造する場として博物館等との連携による教育や地域アイデンティティの確立の必要性を取り上げ、その上で、「地域への愛着を育む歴史文化の継承」として、地域コミュニティが少子高齢化の進行等による変化していく中で、市内に所在する国・県・市指定と未指定も含めた多くの文化財、とりわけ祭礼等の伝統行事が地域のきずなを守り育てることとして、その価値を見直し、その保存・継承への取組が必要だとしています。

さらに、文化財を活用した取組が地域振興や地域コミュニティの活性化、地域のアイデンティティ確立への手法として期待が高まっており、保存にとどまらず積極的に活用していくことが必要だとしています。

そして基本方針として、「三方よし」で笑顔輝く東近江～共に学び 共に育ち 共に支える 人づくり～」を掲げ、本市の教育資源として、地域の歴史文化資産を積極的に生かしていくとしています。

イ 主な関連計画

○東近江市都市計画マスタープラン(令和12年目標)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、人口減少・少子高齢化をはじめ、本市を取り巻く情勢等を見据え、本市が一つのまちとしての更なる発展と一体感を醸成していくために、将来都市像の実現に向けた都市(まち)づくりの指針として策定したものです。

全体構想であるまちづくりの理念の中で、将来都市像を「自然と都市・農村が共生する うおいとにぎわいのまち 東近江市」と定め、まちづくりの目標の一番目に「自然・歴史文化を大切に誇りあるまちづくり<自然・歴史文化>」を掲げています。

まちづくりの方針の「都市拠点における土地利用の方針」において、「中心市街地」に係る方針を「八風街道と御代参街道が交わる交易の場、市場として繁栄した歴史を活用し

商店街の活性化を図る」区域と定めており、複数の街道が交差し、古くから市が開かれた商業都市としての歴史的背景を生かし、近江鉄道八日市駅前を中心とした中心市街地の商業区域の活性化を目指しています。

○東近江市エコツーリズム推進全体構想(令和4年10月策定)

「東近江市エコツーリズム推進全体構想」では、森里川湖の自然のなかで育まれてきた暮らしや生業等、人と自然の関係性の中でつくられた様々な風景を「原風景」とし、エコツーリズムを通して地域の自然や歴史文化を来訪者に伝えることによって、その価値や大切さに気付き、「原風景」の保全や地域活力の創出を図ることを目的としています。

同構想では、森里川湖の豊かな自然資源を土台として育まれた人的資源、人工資源、社会関係資源、さらに、それらの関係性から成立する文化資源を重要な地域資源として位置付けています。

○第2期東近江市観光戦略(令和4年度～令和8年度)

東近江市観光戦略では、本市は、鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる森里川湖の多様性のある豊かな自然と千年を超える奥深い歴史や文化、伝統が蓄積されたまちであり、これらを地域資源として捉え、磨き上げることで、交流人口や関係人口を増加させるとともに、「住んでみたい」「行ってみたい」と選ばれる市になることを目指し、観光戦力に取り組むとしています。同計画では、歴史・文化・伝統を重要な地域資源と位置付けています。

○東近江市シティプロモーション方針

人口減少、少子高齢化が進行する中、本市の持続的な発展を担保するため、シティプロモーションの取組の方向性と手法を定めています。

市のブランド資産を掛け合わせたトータルブランドを形成し、それを市民が理解・共有し、市民の郷土愛の向上を図るため、市民と一体となって情報や魅力の拡散を行い、知名度・ブランド価値の向上、交流・関係人口の増加、さらには、定住・移住人口の増加を目指します。

トータルブランドを形成する要素になる本市のブランド資産について、地理的・歴史的背景と他の地域との差別化のポイントを整理し、時代のニーズに合致するように再評価した結果、「パイオニア精神」というキーワードを設定しました。



シティプロモーションのロゴマーク

○東近江市景観計画(平成22年策定、平成31年改訂)

景観法(平成16年法律第110号)第8条に定める「景観計画」に基づく計画であり、「東近江市風景づくり基本計画」の目指す風景像の実現を図るため、規制・誘導策を中心に実効性のある各種の景観形成施策を定めています。

計画では、「琵琶湖・伊庭内湖」、「宇曾川」、「鈴鹿山系国道421号沿道」、「国道307号沿道」、「朝鮮人街道沿道」の5つの景観形成重点地域を設け、それぞれの目指すべき風景像と方針を定めています。中でも、伊庭内湖に接する伊庭集落には、伊庭川から引いた水路が縦横に張り巡らされています。それぞれの家には水路につながる「カワト」が設けられ、船板を利用した建築物が見られるなど、水郷集落の面影を残す良好な景観が維持されていることから、平成26年(2014)「湖辺(みずべ)の郷伊庭景観形成重点地区」に指定し、平成30年(2018)10月には伊庭町及びその周辺が国の重要文化的景観に選定されました。

湖辺(みずべ)の郷伊庭景観形成重点地区では、「水路系統を保全すると共に、寺院、神社等の歴史的建造物の保全を図る」という方針のもと、目指すべき風景像「暮らしと心をうつす湖辺の郷伊庭」の実現を目指しています。

ウ 文化財関連計画

○東近江市歴史文化基本構想(平成29年3月策定)

本市では、平成29年(2017)3月に基本構想を策定し、指定・未指定にかかわらず文化財を幅広く捉え、的確に把握し、文化財の周辺環境まで含め、総合的に保存・活用することに取り組んできました。基本構想では、本市の歴史文化の特徴を抽出し、7つの関連文化財群を導き出しました。そして、この関連文化財群内の文化財相互の在り方に着目し、地理的条件を勘案して文化財保存活用区域を定め、それぞれのストーリーを基にした保存・活用方針を示しました。地域計画では、基本構想で示した7つのテーマについて、歴史文化の特徴から新たに4つの項目に再編しました。地域計画は、基本構想の方針を継承・発展させて作成しています。

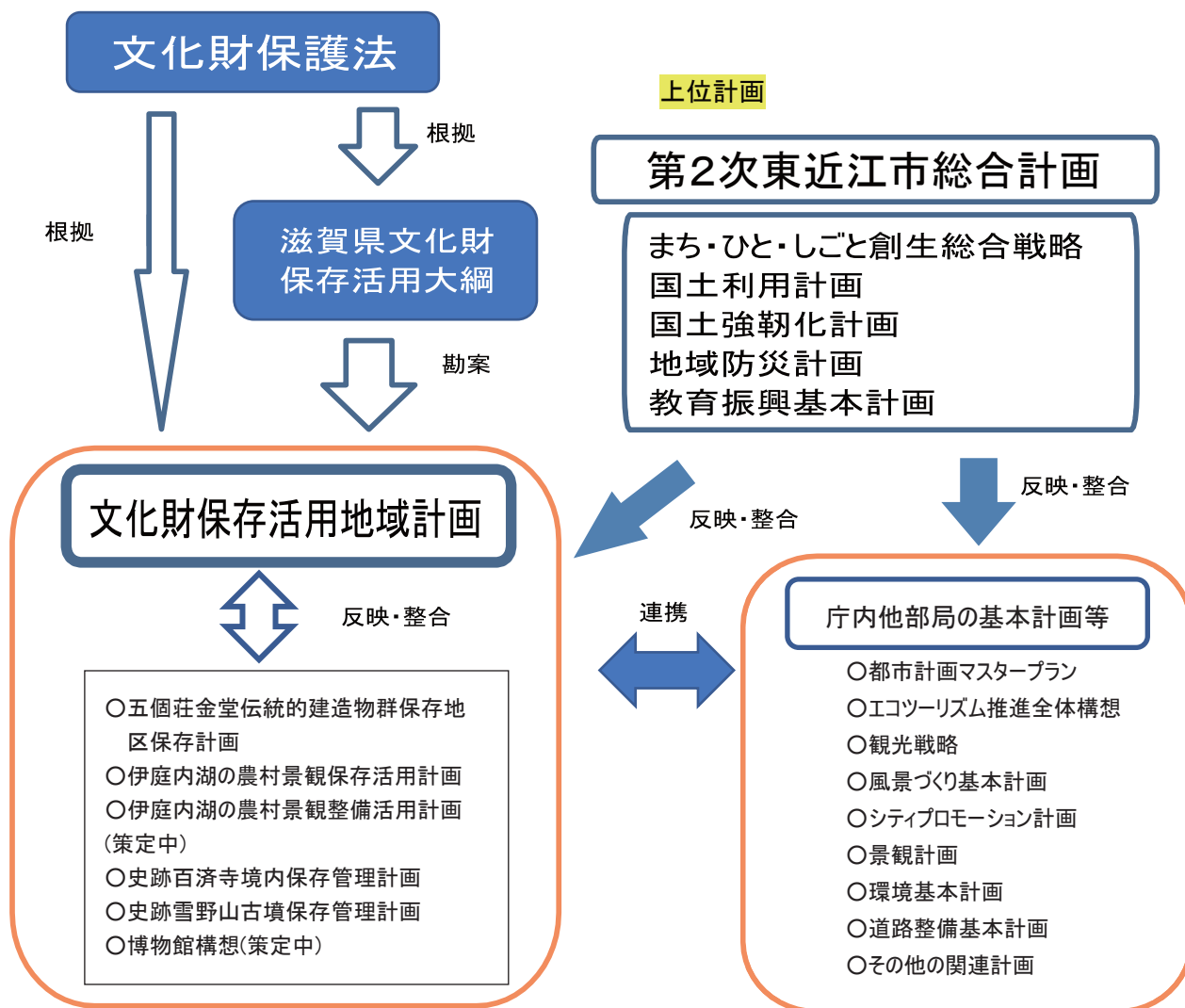
○東近江市博物館構想(令和4年度策定)

本市には、近江商人博物館や西堀榮三郎記念探検の殿堂、能登川博物館をはじめ、ガリ版伝承館や野口謙蔵記念館等の公立の博物館や、法人等が設置した私立の美術館、博物館等が設置されています。本市の奥深い魅力を伝えるためには、博物館が相互に連携し、関係機関と協働していくことが必要であり、その方向性について市内博物館全体の構想策定を進めています。また、市域の56パーセントを占める森林で育まれた森の文化、自然等の地域資源を全国に情報発信する拠点づくりが必要であり、構想の中で(仮称)森の文化博物館の計画及び設置について検討しています。

○個別の文化財保存活用計画

「東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画」や「重要文化的景観伊庭内湖の農村景観保存計画」、「史跡百濟寺境内保存管理計画」等は、単体指定、選定の文化財の保存活用の方針を定めたものです。一部、平成30年(2018)の文化財保護法改正後に改定したのものもありますが、いずれも法改正前に策定された計画であり、策定後の文化財を取り巻く情勢の変化等を鑑み、順次の改定が必要と考えます。

東近江市文化財保存活用地域計画の位置付け



3 計画期間について

地域計画の計画期間は、令和6年(2024)4月1日から令和13年(2031)3月31日までの7年間とし、令和8年(2026)3月31日までを前期、令和9年(2027)4月1日から令和13年(2031)3月31日までを後期とします。

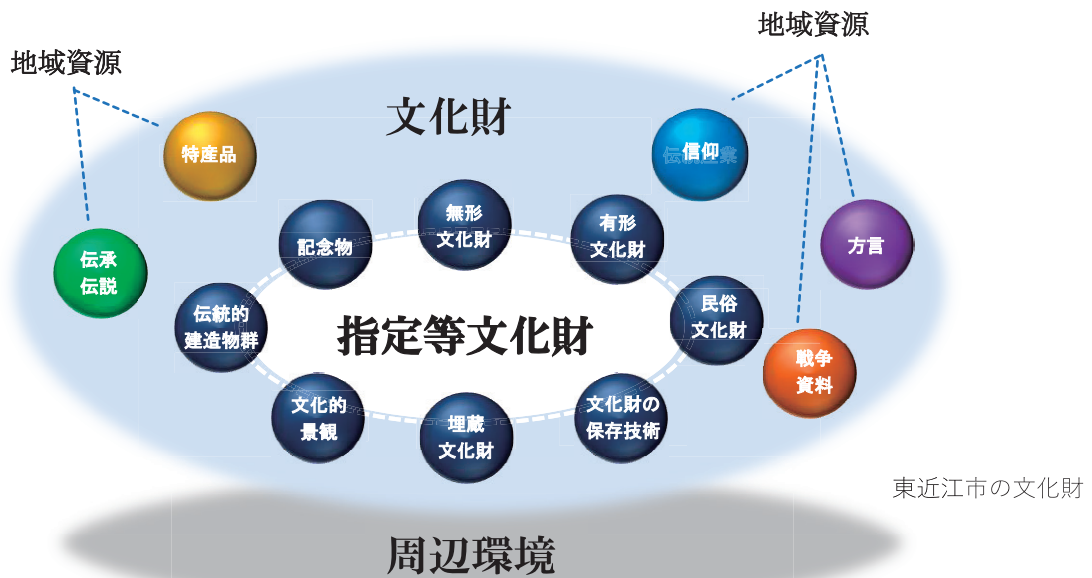
本市まちづくりの基本となる東近江市総合計画の見直しが令和7年度に行われることから、次期総合計画との整合性や文化財を取り巻く社会情勢・経済状況、計画に記載した取組の進捗状況等を踏まえ、後期計画の内容及び取組の期間等について中間見直しを行います。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
総合計画	第2次総合計画			次期 総合計画									
	後期基本計												
地域計画	東近江市文化財保存地域活用地域計画 7年							次期 地域計画					
	前期(2年)		中間見直し			後期(5年)							

4 東近江市の「文化財」の定義

法では、文化財は、有形文化財(建造物、美術工芸品)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術等)、民俗文化財(有形の民俗文化財、無形の民俗文化財)、記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)、文化的景観(棚田や里山のある集落、用水路の発達した水郷等)、伝統的建造物群(宿場町、城下町、農漁村等)の6類型に区分され、さらに埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としています。これらのうち、重要なものは指定、選択、選定、登録による保存措置が図られており、地域計画ではこれらを「指定等文化財」と呼称することとし、文化財類型に該当するものの指定等の措置が講じられていないものを「未指定文化財」とします。しかし、本市には伝承や方言、戦争資料といった文化財類型に含まれていなくとも人々の暮らしと深く関わる有形・無形の文化的所産が所在し、これらは東近江らしさを体現する「地域資源」と呼べる存在です。

そのため、地域計画では指定等文化財と未指定文化財、地域資源を東近江市の「文化財」と位置づけ、計画の対象とします。これらが相互に結び付き、自然や社会といった周辺環境と密接に関わりあうことで、本市の歴史文化を形成すると考えます。



5 地域計画作成に当たっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の実施体制と流れ

地域計画作成に当たり、市内のまちづくり協議会にヒアリングを実施するとともに、歴史関係の活動を行っている市民団体にもヒアリングを行いました。ヒアリングでは、基本構想策定以降に実施されている歴史文化に関する取組や現在抱えている課題、将来に向けての計画、市に対する要望等を調査し、その結果を地域計画に反映するよう努めました。

また、地域計画の内容については、学識者及び行政関係者、地元関係者から構成される「東近江市文化財保存活用地域計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、意見聴取を行い、その内容を検討しました。

(2) 東近江市文化財保存活用地域計画協議会の構成

協議会の構成員は以下のとおりです。

協議会委員一覧(敬称略)

氏名	区分	分野
◎小笠原好彦	学識経験者	考古学
○市川秀之	学識経験者	民俗学
東幸代	学識経験者	歴史学
井上ひろ美	学識経験者	美術工芸・展示企画
登谷伸宏	学識経験者	建築史学
中島伸男	市民代表	歴史団体
西川実佐子	NPO関係	まちづくり
澤本尚人(令和2、3年度) 村田昌弥(令和4年度～)	行政(県)	県文化財保護課長
瀧澤和久(令和2年度) 村田淳子(令和3、4年度) 中川儀一(令和5年度)	行政(市)	市商工観光部次長

◎…会長、○…副会長

オブザーバー／滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

指導・助言／文化庁地域文化創生本部広域観光・まちづくりグループ、
文化庁文化資源活用課計画推進係

(3) 東近江市文化財保存活用地域計画協議会の経過

協議会は下表のとおり開催しました。

協議会開催経過

回	日時	場所	主な議題
第1回協議会	令和2年9月18日 14:00～16:00	てんびんの里文化学習センター 2階多目的研修室	役員選出 事業概要、事業方針
現地視察	令和2年10月29日 9:00～17:00	市内各地	市内文化財及び文化財関係施設 の視察
第2回協議会	令和2年11月9日 14:30～16:30	てんびんの里文化学習センター 2階多目的研修室	第1～3章の検討
第3回協議会	令和3年2月15日 14:00～16:00	東近江市埋蔵文化財センター 学習室	第4～5章の検討
第4回協議会	令和3年6月10日 10:00～12:00	東近江市役所 東庁舎A会議室	役員選出 第6～7章の検討
第5回協議会	令和4年1月26日 10:00～12:00	てんびんの里文化学習センター 2階多目的研修室	構成の整理
第6回協議会	令和4年2月28日 10:00～12:00	東近江市役所 東庁舎D会議室	第8章の検討
第7回協議会	令和4年3月29日 13:00～15:00	東近江市埋蔵文化財センター 学習室	保存と活用の基本方針の検討
第8回協議会	令和4年6月29日 13:30～15:30	てんびんの里文化学習センター 2階多目的研修室	計画案全体の検討
第9回協議会	令和5年7月31日 10:00～12:00	東近江市埋蔵文化財センター 学習室	計画案の確認

6 東近江市文化財保護審議会での審議

令和5年(2023)8月28日に東近江市文化財保護審議会を開催し、計画内容について意見聴取を行いました。文化財保護審議会の指摘事項を踏まえ、地域計画を加筆修正しました。

東近江市文化財保護審議会委員一覧(敬称略)

氏名	所属	担当分野	備考
小笠原 好彦	滋賀大学名誉教授	考古	会長
山岸 常人	京都大学名誉教授	建造物	副会長
綾村 宏	奈良文化財研究所名誉研究員	歴史	
土井 通弘	就実大学名誉教授	美術工芸	
市川 秀之	滋賀県立大学人間文化学部教授	民俗	
深町 加津枝	京都大学農学部 同大学地球環境学堂准教授	自然	

※任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

7 進捗管理と自己評価の方法

地域計画の進捗管理及び自己評価については、行政、文化財所有者、地域住民、民間団体、協力者等によって組織する(仮称)東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、毎年1回以上会議を開催し、取組についての進捗状況と自己評価を報告し、指導・助言を受けることとします。

進捗管理と自己評価の方法については、取組ごとに定めた事業評価指標(Key Performance Indicator、以下「KPI」という。)に基づき、取組の進捗管理と自己評価を行います。KPIを定められないものについても、取組の目標と成果を比較勘案し、多様な評価基準から事業の進捗管理と自己評価を行います。

また、計画前期終了の年には推進協議会において成果の検証と事業の見直しを適宜行い、必要に応じて後期計画を改定し、後期計画が終わる年には計画期間中の取組を評価検証し、次期計画に引き継ぐべき課題の検討を行うものとします。

なお、計画を変更する場合は、軽微な変更を除き文化庁長官による変更の認定が必要であり(法第183条の4)、軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更を言います。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障を及ぼすおそれのある変更

また、軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について滋賀県と文化庁に報告します。

